

奈良市公報

号外第7号 (平成27年11月後半分)

平成28年7月11日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規則

- 奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………1
- 奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則……………1
- 奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則……………5
- 奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………9
- 奈良市観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………9

告示

- 一般競争入札の実施(2件)……………10
- 道路の区域変更……………10
- 道路の供用開始……………10
- 放置自転車等の保管……………10
- 平成27年度一般廃棄物処理実施計画の一部変更……………11
- 道路の位置指定……………13
- 一般競争入札の実施……………13
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………13
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………14
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………14
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………14
- 放置自転車等の保管(2件)……………14
- 開発行為に関する工事の完了……………15
- 奈良市議会定例会の招集……………15
- 道路の位置指定……………15
- 差押書の公示送達……………15
- 一般競争入札の実施……………15
- 奈良市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示……………15
- 大和都市計画道路の変更に係る図書の公衆縦覧……………17
- 放置自転車等の保管……………17
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………17
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………17
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………18
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の再開の届出……………19

- 放置自転車等の処分……………19
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………20
- 開発行為に関する工事の完了……………20
- 財政状況の公表……………20
- 公営企業の業務状況の公表……………24

訓令

- 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令……………32
- 奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令……………34

監査委員

- 監査結果に基づく措置の状況……………34

公営企業

- 一般競争入札の実施(4件)……………34
- 奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程……………35
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………36

農業委員会

- 農地部会の招集……………36

規則

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年11月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第79号

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例(平成27年奈良市条例第34号)の施行期日は、平成27年12月21日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年11月16日揭示済)

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第80号

奈良市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則
奈良市臨時職員に関する規則(平成2年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「臨時職員任用書」を「臨時職員任用(

更新)書」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

(表)

臨時職員任用通知書

年 月 日

_____ 様

事業場名称・所在地

使用者職 氏名

あなたを臨時職員()として、下記の勤務条件により採用いたします。

任用期間	年 月 日～ 年 月 日
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(2)のうち該当するもの一つに○をつけること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等</p> <p>〔(1) 始業 時 分 終業 時 分 1箇月の任用日数 ()日 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交代制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 E</p> <p>2 休憩時間 ()分</p> <p>3 所定時間外労働の有無 (有、無)</p> <p>4 休日労働 (有、無)</p>
休日及び勤務日	<p>・定例日：</p> <p>・非定例日：</p> <p>・1年単位の変形労働時間制の場合</p>
休暇	<p>1 年次有給休暇 6箇月継続勤務した場合→ 日、継続勤務6箇月以内の年次有給休暇 (有・無)、→ 箇月経過で 日</p> <p>2 その他の休暇 有給 奈良市臨時職員に関する規則第18条第1項による 無給 奈良市臨時職員に関する規則第18条第2項による</p>

(裏面に続く)

(裏)

給与	<p>1 基本給料 イ 日給 ()円、ロ 月給 ()円 ハ 年額 ()円、ニ 時間給 ()円</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ () ロ () ハ () ニ ()</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 ()%、所定超 ()% ロ 休日 法定休日 ()%、法定外休日 ()% ハ 深夜 ()%</p> <p>4 給与締切日 () - 毎月 日、() - 毎月 日</p> <p>5 給与支払日 () - 毎月 日、() - 毎月 日</p> <p>6 給与の支払方法 ()</p> <p>7 条例に基づく給与支払時の控除 (無、有 ())</p> <p>8 昇給 (有 ()、無)</p> <p>9 賞与 (有 ()、無)</p> <p>10 退職金 (有 ()、無)</p>
退職に関する事項	<p>1 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること)</p> <p>2 解雇の事由及び手続 ()</p>
その他の条件	<p>1 勤務場所及び業務内容については、任用期間中でも変更することがあります。</p> <p>2 任用期間が満了したときは、退職となります。</p> <p>3 業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはいけません。</p>
その他	<p>・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ())</p> <p>・雇用保険の適用 (有、無)</p> <p>・その他 ()</p> <p>・具体的に適用される規則等 (奈良市臨時職員に関する規則)</p>
更新の有無	<p>1 契約の更新の有無 [更新する場合があります ・ 契約の更新はしない その他 ()]</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。 (・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ())</p>

※ 以上のほかは、当該規則等による。

※ 短時間労働者の場合、本通知の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示を兼ねるものであること。

第2号様式 (第5条関係)

(表)

臨時職員任用 (更新) 書

年 月 日

様

事業場名称・所在地

使用者職 氏名

現住所	
電話番号	
免許資格	
最終学校名	卒業・在学中
任用理由	
任用期間	年 月 日～ 年 月 日
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(2)のうち該当するもの一つに○をつけること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 時 分 終業 時 分 1箇月の任用日数 () 日 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交代制として、 次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>E</p> <p>2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有、無) 4 休日労働 (有、無)</p>
休日及び勤務日	・定例日： ・非定例日： ・1年単位の変形労働時間制の場合
休暇	1 年次有給休暇 6箇月継続勤務した場合→ 日、継続勤務6箇月以内の年次有給休暇 (有・無)、→ 箇月経過で 日 2 その他の休暇 有給 奈良市臨時職員に関する規則第18条第1項による 無給 奈良市臨時職員に関する規則第18条第2項による

(裏面に続く)

(裏)

通勤手当日額	支給 () 円・不支給			
通勤距離及び方法	・ 自宅から勤務場所まで km (徒歩 自転車 単車 自動車 交通機関)			
給料	1 基本給料	イ 日給 () 円、ロ 月給 () 円 ハ 年額 () 円、ニ 時間給 () 円		
予算残高				
支出科目	(款)	(項)	(目)	(節)
その他	・ 社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 その他 ()) ・ 雇用保険の適用 (有、無) ・ その他 () ・ 具体的に適用される規則等 (奈良市臨時職員に関する規則)			

更新の有無	1 契約の更新の有無 [更新する場合があります得る ・ 契約の更新はしない その他 ()]
	2 契約の更新は次により判断する。 ・ 契約期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ その他 ()

備考

- 履歴書を添付すること。
- 資格免許等を必要とする職種については証明書の写しを添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市臨時職員に関する規則の規定は、平成27年11月1日から適用する。

(平成27年11月16日揭示済)

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第81号

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則（平成3年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「パートタイム職員任用書」を「パートタイム職員任用（更新）書」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記
第1号様式(第3条関係)

(表)

パートタイム職員任用通知書

年 月 日

様

事業場名称・所在地

使用者職 氏名

あなたをパートタイム職員()として、下記の勤務条件により採用いたします。

任用期間	年 月 日～ 年 月 日
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(2)のうち該当するもの一つに○をつけること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 時 分 終業 時 分 1箇月の任用日数 () 日 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交代制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 E</p> <p>2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有、無) 4 休日労働 (有、無)</p>
休日及び勤務日	<ul style="list-style-type: none"> ・定休日： ・非定休日： ・1年単位の変形労働時間制の場合
休暇	<p>1 年次有給休暇 6箇月連続勤務した場合→ 日、連続勤務6箇月以内の年次有給休暇 (有・無)、→ 箇月経過で 日</p> <p>2 その他の休暇 有給 奈良市パートタイム職員に関する規則第12条第1項による 無給 奈良市パートタイム職員に関する規則第12条第2項による</p>

(表面に続く)

(裏)

報酬等	<p>1 基本報酬 イ 日額()円、ロ 月額()円 ハ 年額()円、ニ 時間額()円</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ() ロ() ハ() ニ()</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超()%、法定超()% ロ 休日 法定休日()%、法定外休日()% ハ 深夜()%</p> <p>4 報酬等締切日()-毎月 日、()-毎月 日</p> <p>5 報酬等支払日()-毎月 日、()-毎月 日</p> <p>6 報酬等の支払方法()</p> <p>7 条例に基づく報酬等支払時の控除(無、有())</p> <p>8 昇給(有()、無)</p> <p>9 賞与(有()、無)</p> <p>10 退職金(有()、無)</p>
退職に関する事項	<p>1 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること)</p> <p>2 解雇の事由及び手続 ()</p>
その他の条件	<p>1 勤務場所及び業務内容については、任用期間中でも変更することがあります。</p> <p>2 任用期間が満了したときは、退職となります。</p> <p>3 業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはいけません。</p>
その他	<p>・社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 その他())</p> <p>・雇用保険の適用(有、無)</p> <p>・その他()</p> <p>・具体的に適用される規則等(奈良市パートタイム職員に関する規則)</p>
更新の有無	<p>1 契約の更新の有無 [更新する場合があります ・ 契約の更新はしない その他()]</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。 (・ 契約期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ その他())</p>

※ 以上のほかは、当該規則等による。

※ 短時間労働者の場合、本通知の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示を兼ねるものであること。

別記第2号様式 (第5条関係)

(表)

パートタイム職員任用(更新)書

年 月 日

様

事業場名称・所在地

使用者職 氏名

現住所	
電話番号	
免許資格	
最終学校名	卒業・在学中
任用理由	
任用期間	年 月 日～ 年 月 日
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(2)のうち該当するもの一つに○をつけること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	<p>1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 時 分 終業 時 分 1箇月の任用日数 () 日 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等： () 単位の変形労働時間制・交代制として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">E</p> <p>2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有、無) 4 休日労働 (有、無)</p>
休日及び勤務日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定休日： ・ 非定休日： ・ 1年単位の変形労働時間制の場合
休暇	<p>1 年次有給休暇 6箇月連続勤務した場合 日、連続勤務6箇月以内の年次有給休暇 (有・無)、 1 箇月超過で 日</p> <p>2 その他の休暇 有給 奈良市パートタイム職員に関する規則第12条第1項による 無給 奈良市パートタイム職員に関する規則第12条第2項による</p>

(裏面に続く)

(裏)

通勤手当日額	支給()円・不支給			
通勤距離及び方法	・ 自宅から勤務場所まで km (徒歩 自転車 単車 自動車 交通機関)			
報酬	1 基本報酬	イ 日額()円、ロ 月額()円 ハ 年額()円、ニ 時間額()円		
予算残高				
支出科目	(款)	(項)	(目)	(節)
その他	・ 社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 その他()) ・ 雇用保険の適用(有、無) ・ その他() ・ 具体的に適用される規則等(奈良市パートタイム職員に関する規則)			
更新の有無	1 契約の更新の有無 [更新する場合があります得る ・ 契約の更新はしない その他()] 2 契約の更新は次により判断する。 ・ 契約期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ その他()			

備考

- 1 履歴書を添付すること。
- 2 資格免許等を必要とする職種については証明書の写しを添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市パートタイム職員に関する規則の規定は、平成27年11月1日から適用する。

(平成27年11月16日揭示済)

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年11月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第82号

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第62号)の施行期日は、平成27年11月19日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成27年11月16日揭示済)

奈良市観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第83号

奈良市観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市観光自動車駐車場条例施行規則(平成12年奈良市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「により駐車場」の次に「(奈良市奈良町南観光駐車場を除く。次条において同じ。)」を加える。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、奈良市奈良町南観光駐車場にあっては、この限りでない。

第3条の2の見出しを「(月ぎめによる使用料)」に改め、同条中「別表」を「別表第2」に改める。

第4条の見出しを「(使用料等の納付)」に改め、同条中「駐車料金を」を「使用料又は利用料金を」に、「駐車料金に」を「使用料に」に改める。

第5条の見出しを「(使用料等の不徴収)」に改め、同条中「第4条第2項」の次に「及び第4条の2第4項」を加える。

附 則

この規則は、平成27年11月19日から施行する。

(平成27年11月16日揭示済)

告 示

奈良市告示第790号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路緊急修繕工事（東北部 その3）ほか7件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は、別表のとおり）

以下省略

（平成27年11月16日揭示済）

奈良市告示第791号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用しま

す。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成27年11月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 中部公民館空調設備改修工事
- (2) 工事場所 奈良市上三条町23番地の4
- (3) 工事期間 契約の日から平成28年3月31日まで
- (4) 工事概要 建築工事一式 電気設備工事一式
機械設備工事一式
- (5) 予定価格 55,540千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 48,320千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

（平成27年11月16日揭示済）

奈良市告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年11月16日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
北部第555号線	高畑町101番2地先から 高畑町95番1地先まで	前	0.91~5.10	47.0	
		後	0.91	47.0	

（平成27年11月16日揭示済）

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年11月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
北部第555号線	高畑町101番2地先から	高畑町95番1地先まで	L = 47.0 W = 0.91	

（平成27年11月16日揭示済）

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

奈良市告示第794号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年11月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年11月16日

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
- ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

3(4)アの表を次のように改める。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

(平成27年度推計値)

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合計
家庭系	燃やせるごみ	43,518 t	-	4,122 t	47,640 t
	燃やせないごみ	2,564 t	-	2,421 t	4,985 t
	大型ごみ	3,004 t	-	-	3,004 t
	埋立ごみ	2,087 t	-	-	2,087 t
	有害ごみ	5 t	-	-	5 t
	再生资源	5,384 t	-	1,270 t	6,654 t
小計		56,562 t	-	7,813 t	64,375 t
事業系	燃やせるごみ	320 t	34,210 t	3,526 t	38,056 t
	燃やせないごみ	8 t	1,017 t	1,212 t	2,237 t
	埋立ごみ	-	4 t	-	4 t
	生ごみ	70 t	-	-	70 t
小計		398 t	35,231 t	4,738 t	40,367 t
合計		56,960 t	35,231 t	12,551 t	104,742 t
動物の死体		1,677体	-	-	1,677体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

(平成27年11月17日揭示済)

奈良市告示第795号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第4項の規定により、平成27年4月1日付で告示した平成27年度奈良市一般廃棄物処理実施計画を一部変更したので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年奈良市条例第35号)第7条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年11月17日

奈良市長 仲川元庸

3(5)アの表を次のように改める。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	2,784 t
	ガラスびん	1,870 t
	ペットボトル	466 t
	飲料用紙パック	80 t
	空き缶	530 t
	発泡スチロール製食品トレイ	1 t
	古紙類・古布類	917 t
	使用済小型家電	4 t
	廃陶磁器類	2 t
	生ごみ	70 t
	小計	6,724 t
破碎スクラップ回収		1,830 t
有害ごみ回収		25 t
草木(剪定・枝木)チップ化等再生利用		1,000 t
集団資源回収		14,558 t
合計		24,137 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

3(5)イ(i)dの表を次のように改める。

d プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
期 間	平成27年4月1日から平成27年9月30日まで	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその残さ	
処 理 量	プラスチック製容器包装	1,558 t
	可燃物残さ及び不燃物残さ	555 t
	合計	2,113 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

3(5)イ(i)nの表の次に次の1表を加える。

o プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
期 間	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその残さ	
処 理 量	プラスチック製容器包装	1,226 t
	可燃物残さ及び不燃物残さ	675 t
	合計	1,901 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

(平成27年11月17日揭示済)

奈良市告示第796号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成27年11月18日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	大和郡山市車町3番地1
申請者氏名	株式会社 さやか 代表取締役 澤井 孝樹
道路の位置	奈良市六条一丁目704番4の一部
道路の幅員	最大8.07m 最小8.02m
道路の延長	8.20m
指定年月日	平成27年11月18日
指定番号	第H2710号

(平成27年11月18日揭示済)

奈良市告示第797号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年11月18日

奈良市長 仲川元庸

1 事業概要

本業務は、奈良市で使用する業務用パソコン及びプリンタ(以下端末機器)の長期安定稼働及び大量一括導入によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達

を行うものである。

2 事業範囲

(1) 事業名称

情報系、基幹系端末機器及びスマートデバイス等の賃貸借

(2) 調達する端末機器

- ・ノート型パーソナルコンピュータ
- ・デスクトップ型パーソナルコンピュータ
- ・RICOH社製 IPSiO SP 6310
- ・その他関連機器

(3) 展開スケジュールの調整

展開スケジュールの作成・調整

(4) 端末機器の設計作業

マスタイメージの作成、動作確認用端末の作成、端末機器作成手順書の作成、各端末の設定(個別設定を含む)等

(5) 端末機器の設置作業

端末機器等の設置作業(配線・ネットワーク接続(無線LAN設定含む)・プリンタ接続・プリンタサーバ登録作業含む)、端末設置後の動作確認

(6) 端末機器の回収作業

入替対象端末の回収、データ消去作業等

(7) 成果物作成作業

成果物(管理台帳)作成等

(8) 保守・サポート

端末機器等の保守(オンサイトを含む)

以下省略

(平成27年11月18日揭示済)

奈良市告示第798号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年11月19日		奈良市長 仲川元庸	
医療機関の名称		医療機関の所在地	
くにしげクリニック		奈良県奈良市二条大路南一丁目2-11 松岡第2ビル1・2F	
(平成27年11月19日揭示済)		り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成27年11月19日	
奈良市告示第799号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ		奈良市長 仲川元庸	
医療機関の名称		医療機関の所在地	
くにしげクリニック		奈良県奈良市菅原町196-2	
(平成27年11月19日揭示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成27年11月19日	
奈良市告示第800号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の		奈良市長 仲川元庸	
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	
名称	所在地	指定年月日	
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	平成27年9月1日	
介護老人保健施設 アンジェロ	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号		
医療法人あすか会	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号	居宅 訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	
(平成27年11月19日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成27年11月19日	
奈良市告示第801号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規		奈良市長 仲川元庸	
指定施術者の氏名		施術の種類	
施術者の名称	施術者の所在地	はり・きゅう	
青木 拓雄			
鍼灸院ゆうとびあ奈良本部 (青木 拓雄)	奈良県奈良市学園大和町二丁目84番地	平成27年10月28日	
土田 裕士		はり・きゅう	
鍼灸院ゆうとびあ奈良本部 (土田 裕士)	奈良県奈良市学園大和町二丁目84番地		
(平成27年11月19日揭示済)		1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成27年11月19日 3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略	
奈良市告示第802号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成27年11月19日		奈良市長 仲川元庸	
(平成27年11月19日揭示済)		奈良市長 仲川元庸	

奈良市告示第803号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年11月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年11月20日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年11月20日揭示済)

奈良市告示第804号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年11月20日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年8月28日 奈良市指令都整開 第15A-20号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年11月20日 第1500号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市菅原町186番

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業内

仮換地 37街区 7-1画地、37街区 7-2画地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市菅原町478番地

藤田 シモエ

(平成27年11月20日揭示済)

奈良市告示第805号

平成27年11月30日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成27年11月23日

奈良市長 仲川元庸

(平成27年11月23日揭示済)

奈良市告示第806号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成27年11月24日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市大宮町一丁目6番21
申請者氏名	株式会社 やまと不動産 代表取締役 森本 勇人
道路の位置	奈良市西大寺宝ヶ丘647番の一部
道路の幅員	最大5.01m 最小5.01m
道路の延長	31.52m
指定年月日	平成27年11月24日
指定番号	第H2701号

(平成27年11月24日揭示済)

奈良市告示第807号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第68条の規定に基づく差押書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年11月24日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成27年11月24日揭示済)

奈良市告示第808号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

平成27年11月24日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 奈良市東部地域直売所ガイドブック制作業務

(2) 詳細 別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から平成28年3月28日（月）まで

(4) 担当課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話 0742-34-5172

以下省略

(平成27年11月24日揭示済)

奈良市告示第809号

奈良市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年11月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示

奈良市介護保険料減免取扱要綱（平成12年奈良市告示第419号）の一部を次のように改正する。

別表の5号の項(2)ウ中「第4条第2号又は第3号」を「第4条第1項第1号に該当する者（生活保護を受けている者を除く。）又は同項第2号若しくは第3号」に、

「
条例第4条第2号に該当する者
条例第4条第1号に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額
」

を

「
条例第4条第1項第1号に該当する者
条例第4条第2項に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額
」

「
条例第4条第1項第2号に該当する者
条例第4条第1項第2号に規定する保険料の額から同条第2項に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額を差し引いた額
」

に、「第4条第3号」を「第4条第1項第3号」に、「同

条第1号」を「同条第2項」に改め、同項(2)エ中「第4条第1号に」を「第4条第1項第1号に」に、

「
条例第4条第1号又は第2号に該当する者
条例第4条第1号に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額
」

を

「
条例第4条第1項第1号に該当する者
条例第4条第2項に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額
」

「
条例第4条第1項第2号に該当する者
条例第4条第1項第2号に規定する保険料の額から同条第2項に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額を差し引いた額
」

に、「第4条第3号」を「第4条第1項第3号」に、「同

条第1号」を「同条第2項」に改め、同項(2)オ中「第4条第3号に該当する」を「第4条第1項第2号又は第3号に該当する」に、

「
条例第4条第3号に規定する保険料の額から同条第1号に規定する保険料の額を差し引いた額
」

を

「
条例第4条第1項第2号に該当する者
条例第4条第1項第2号に規定する保険料の額から同条第2項に規定する保険料の額を差し引いた額
」

に改め、同表の備考第3項中「又は」を「、雇用契約期

「
条例第4条第1項第3号に該当する者
条例第4条第1項第3号に規定する保険料の額から同条第2項に規定する保険料の額を差し引いた額
」

間満了若しくは」に、「、自己の」を「又は自己の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市介護保険料減免取扱要

綱の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料の減免について適用し、平成26年度分までの年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

(平成27年11月25日揭示済)

奈良市告示第810号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年11月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路
3・4・107号 四条線
3・4・125号 大森西町線
7・6・102号 JR高架側道4号線
- 2 縦覧場所
奈良市都市整備部都市計画課
(平成27年11月27日揭示済)

奈良市告示第811号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年11月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年11月26日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成27年11月27日揭示済)

奈良市告示第812号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年11月27日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ホームケア株式会社奈良ヘルパーステーション	奈良県奈良市法蓮町423番地	ホームケア株式会社	平成27年4月1日
新	ホームケア株式会社奈良ヘルパーステーション	奈良県奈良市川久保町6-1	ホームケア株式会社	
旧	株式会社三条メディック	奈良県奈良市大宮町四丁目252パルスコート新大宮105号室	株式会社三条メディック	平成27年5月1日
新	株式会社三条メディック	奈良県奈良市大宮町四丁目241番地1	株式会社三条メディック	
旧	株式会社三条メディック	奈良県奈良市大宮町四丁目241番地1	株式会社三条メディック	平成27年6月1日
新	株式会社三条メディック	奈良県奈良市大宮町四丁目252パルスコート新大宮105号室	株式会社三条メディック	
旧	訪問看護ステーションひまわり北之庄	奈良県奈良市北之庄町11番2	医療法人 健和会	平成27年8月1日
新	訪問看護ステーションひまわり北之庄	奈良県奈良市西九条町二丁目4番地10	医療法人 健和会	

(平成27年11月27日揭示済)

奈良市告示第813号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年11月27日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成27年6月1日
介護老人保健施設 ももたろう	奈良県奈良市都祁友田町 515番地の1		
社会福祉法人 大和高原育成福祉会	奈良県奈良市都祁友田町 515番地の1		
メープル訪問介護センター	奈良県奈良市大宮町四丁 目275番地の1 森村第3ビル503号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年8月31日
株式会社メープル	奈良県奈良市大宮町四丁 目275番地の1 森村第3ビル503号		
メープル居宅介護支援 事業所	奈良県奈良市大宮町四丁 目275番地の1 森村第3ビル503号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成27年8月31日
株式会社メープル	奈良県奈良市大宮町四丁 目275番地の1 森村第3ビル503号		
リハビリデイみやび	奈良県奈良市西ノ京町 250番1号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年9月10日
有限会社あんしん	奈良県奈良市あやめ池北 一丁目5番5号		
ニッセイせいれい在宅介護 サービスセンターバル 奈良店	奈良県奈良市宝来三丁目 16-5	居宅 訪問介護 居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 訪問介護 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	平成27年9月30日
公益財団法人 ニッセイ聖隷健康福祉財団	大阪府大阪市北区太融寺 町3-24		
ニッセイせいれい訪問看護 ステーション奈良	奈良県奈良市宝来三丁目 16-5	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成27年9月30日
公益財団法人 ニッセイ聖隷健康福祉財団	大阪府大阪市北区太融寺 町3-24		

(平成27年11月27日揭示済)

奈良市告示第814号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年11月27日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年4月1日
訪問介護ステーション 八重桜	奈良県奈良市法蓮町410 番地の2		
株式会社八重桜	奈良県奈良市法蓮町410 番地の2		

株式会社三条メディック	奈良県奈良市大宮町四丁目241番地1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成27年6月1日
株式会社三条メディック	奈良県奈良市大宮町四丁目241番地1		
訪問看護ステーション・あいびす	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11-7	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成27年6月1日
特定非営利活動法人 アメニティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地4号		
株式会社らくだ福祉会	奈良県奈良市大安寺一丁目2番17号 ロイヤルコートHAL102号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成27年6月21日
株式会社らくだ福祉会	奈良県奈良市大安寺一丁目2番17号 ロイヤルコートHAL102号		

(平成27年11月27日掲示済)

介護機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年11月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第815号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		再開した施設又は再開した事業の種類	再開年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社ミルク	奈良県奈良市四条大路二丁目2番34号 ハイッ四 条大路A101号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成27年6月21日
株式会社ミルク	奈良県奈良市七条西町一丁目52番13号		
株式会社ミルク	奈良県奈良市四条大路二丁目2番34号 ハイッ四 条大路A101号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年7月1日
株式会社ミルク	奈良県奈良市七条西町一丁目52番13号		
株式会社らくだ福祉会	奈良県奈良市大安寺一丁目2番17号 ロイヤルコ ートHAL102号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成27年8月1日
株式会社らくだ福祉会	奈良県奈良市大安寺一丁目2番17号 ロイヤルコ ートHAL102号		

(平成27年11月27日掲示済)

年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。
平成27年11月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第816号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成27年11月30日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成27年5月12日、同月14日、同月16日、同月19日、
同月20日、同月21日、同月25日、同月27日及び同月28日
(平成27年11月30日揭示済)

奈良市告示第817号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成27年11月30日

奈良市長 仲川元庸

【介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与】 【特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106072	奈良市佐保台西町98番地 コートヒルズ101A	福祉用具めいび 奈良支店	奈良県磯城郡三宅町石見 450番地の4	有限会社 マツトシ	平成27年 10月31日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970104655	奈良市南京終町628番地	めだか居宅介護支 援事業所	奈良市南京終町628番地	有限会社 明晃住宅	平成27年 11月30日

【介護予防訪問介護・訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106627	奈良市三松一丁目13-1 ラ・ベルメイゾン103	GoLive訪問介護ス テーション	大阪府堺市北区黒土町113 番地の10	有限会社GoLive	平成27年 11月30日

(平成27年11月30日揭示済)

奈良市告示第818号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年11月30日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年8月3日 奈良市指令都整開 第15A-13号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年11月30日 第1501号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市菅原町252番1、253番1、254番1及び256番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目7番13号山晃ビル
株式会社山晃住宅 代表取締役 前田 昌孝

(平成27年11月30日揭示済)

奈良市告示第819号

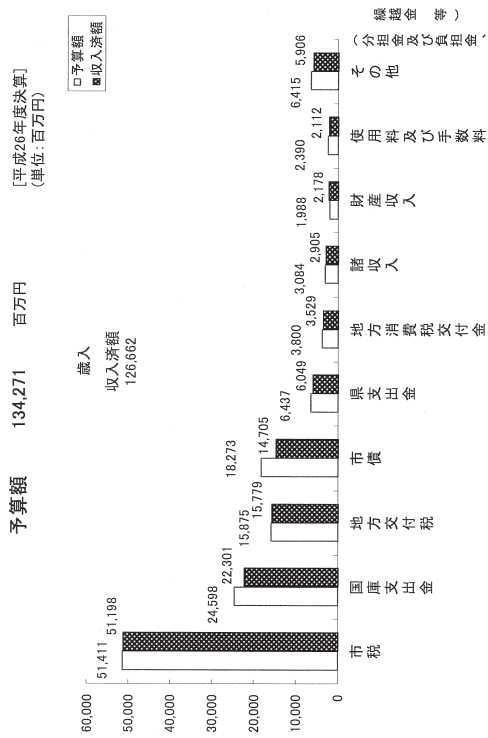
奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、平成27年9月30日現在の本市の

財政状況を次のとおり公表します。

平成27年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1 平成26年度 一般会計決算の状況



2 平成26年度 特別会計予算執行の状況

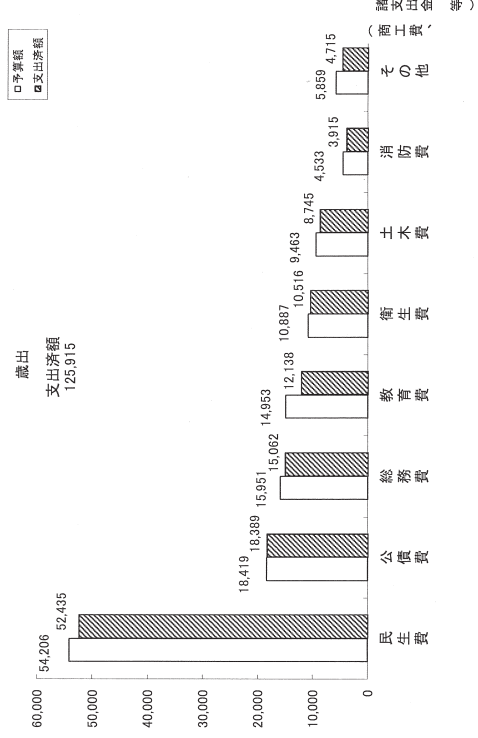
[平成26年度決算]
(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住宅新築資金等貸付金特別会計	619	57	614
国民健康保険特別会計	37,849	37,182	37,142
土地区画整理事業特別会計	1,616	1,407	1,407
市街地再開発事業特別会計	344	344	344
公共用地取得事業特別会計	334	334	334
駐車場事業特別会計	329	328	328
介護保険特別会計	26,249	25,675	25,641
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	33	48	26
針子ラース事業特別会計	92	92	92
後期高齢者医療特別会計	5,223	4,977	4,954

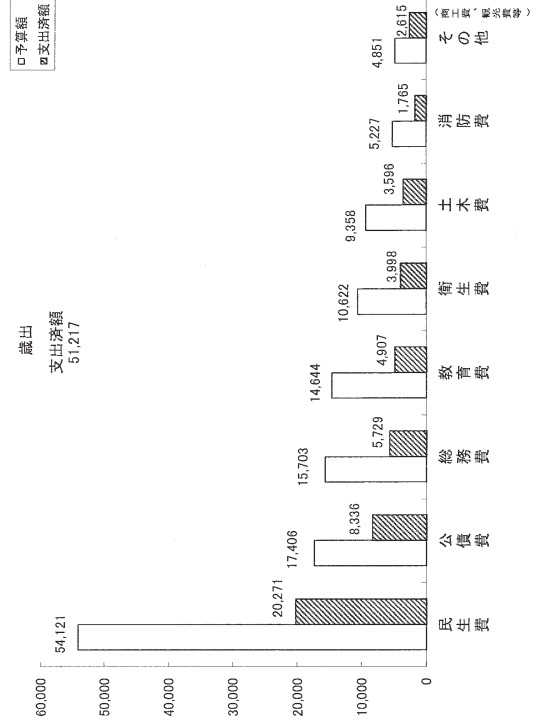
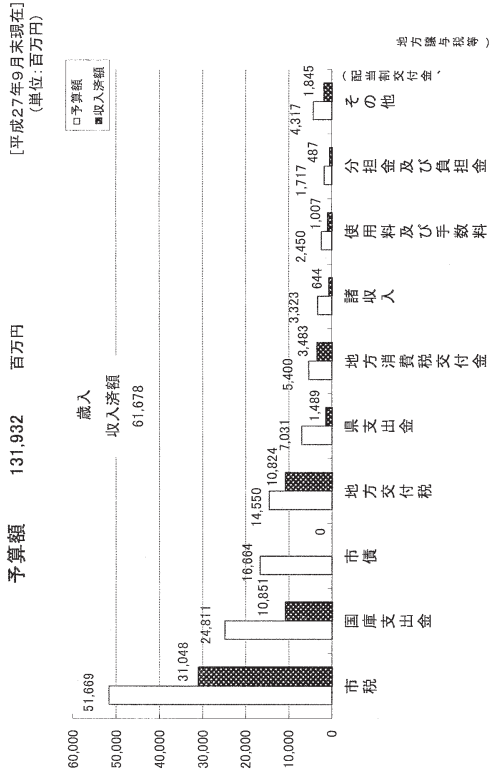
3 平成26年度 公営企業会計予算執行の状況

[平成26年度決算]
(単位:百万円)

項目	収益的収支		資本的収支	
	収入	支出	収入	支出
合計	8,889	8,918	1,897	4,950
水道事業会計	9,016	8,673	1,946	4,447
都市水道事業会計	428	510	169	276
月ヶ瀬観音水連事業会計	438	497	119	264
下水連事業会計	184	205	21	21
病院事業会計	186	196	19	20
予算額	7,661	8,523	3,909	4,787
実績額	7,549	8,360	3,795	4,550
予算額	619	626	979	1,023
実績額	872	939	900	945

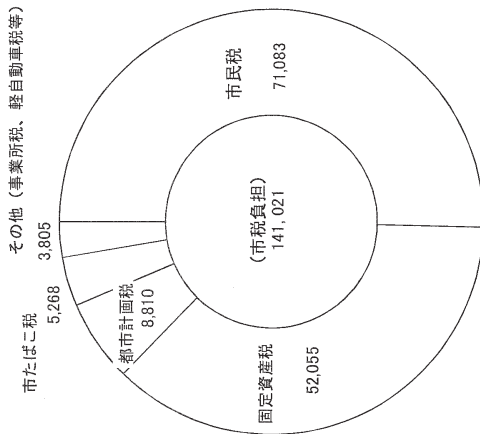


1. 平成27年度 一般会計予算執行の状況

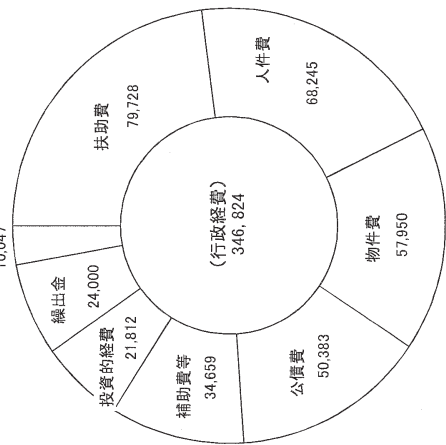


4 市民1人当たりの状況 (一般会計)

[平成26年度決算]
(単位:円)



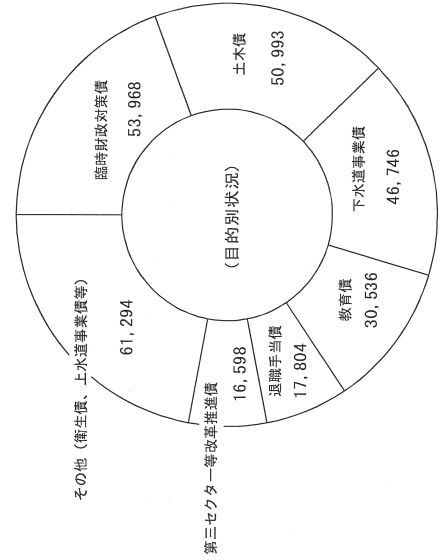
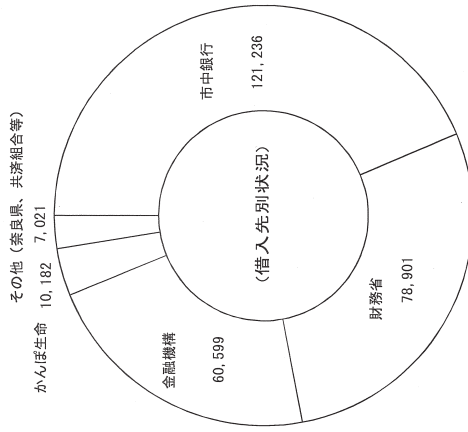
その他(維持補修費、賞付金等)



4. 市債の現在高

[平成27年9月末日現在]
(単位:百万円)

277,939 百万円



2. 平成27年度 特別会計予算執行の状況

[平成27年9月末現在]
(単位:百万円)

会計	予算額		収入済額		支出済額	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出
住宅新築資金等貸付金特別会計	574	5	5	568		
国民健康保険特別会計	42,818	16,123	16,123	19,083		
土地区画整理事業特別会計	2,704	5	5	630		
市街地再開発事業特別会計	284	0	0	164		
公共用地取得事業特別会計	328	0	0	165		
駐車場事業特別会計	314	43	43	146		
介護保険特別会計	26,998	10,105	10,105	11,182		
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	35	33	33	19		
針テラス事業特別会計	91	12	12	46		
後期高齢者医療特別会計	5,294	1,843	1,843	1,739		

3. 平成27年度 公営企業会計予算執行の状況

[平成27年9月末現在]
(単位:百万円)

項目	収益的収支		資本的収支	
	収入	支出	収入	支出
水道事業会計	8,960	8,197	1,565	4,408
予算額	8,960	8,197	1,565	4,408
実績額	4,449	3,240	300	926
都市水道事業会計	448	492	114	238
予算額	448	492	114	238
実績額	215	226	59	109
戸ヶ瀬簡易水道事業会計	166	173	22	23
予算額	166	173	22	23
実績額	81	79	9	9
下水道事業会計	7,666	8,945	3,695	4,578
予算額	7,666	8,945	3,695	4,578
実績額	4,073	3,953	1,528	1,979
病院事業会計	681	844	46	46
予算額	681	844	46	46
実績額	456	419	24	24

5. 一時借入金の状況

[平成27年9月末日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[平成27年9月末日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	40 百万円

7. 市有財産の状況

[平成27年9月末日現在]

土地	7,226 千㎡
建物	1,153 千㎡
有価証券、出資による権利及び債権	1,560 百万円
基金	10,026 百万円

8. 人口等

[平成27年9月末日現在]

人口	362,335 人
世帯数	158,867 世帯
面積	277 千㎡

(平成27年12月1日揭示済)

奈良市告示第820号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表します。

平成27年12月1日

奈良市長 仲川元庸

平成27年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(平成27年4月1日～平成27年9月30日)

3. 職員に関する事項

病院管理課	職員数 5人
-------	-----------

(平成27年9月30日現在)

1. 事業の概況

平成27年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から10年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師・看護師らを増員し、診療体制の強化を図りました。業務量につきましては、入院延べ患者数49,559人、外来延べ患者数111,679人、合計161,238人となりました。

収益的収支の状況ですが、収入総額は456,233,654円となっております。一方、支出総額は418,889,832円となっております。

次に、資本的収支の状況ですが、収入総額は23,932,135円となっております。一方、支出総額は23,787,115円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、平成27年4月に第3期として42名の学生が入学し、学生数は第1学年42名、第2学年42名、第3学年41名の合計125名となりました。看護専門職として社会に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会議決事項

- (イ) 平成26年度奈良市病院事業会計決算の認定について (平成27年9月30日認定)
- (ロ) 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について (平成27年9月30日議決)
- (ハ) 平成26年度奈良市病院事業会計資本剰余金の処分について (平成27年9月30日議決)

4. 業務に関する事項

(1) 入院患者数

Table showing inpatient numbers by department from April to September. Columns include department names, and rows for months 4, 5, 6, 7, 8, 9, total, and average daily numbers with ratios.

(2) 外来患者数

Table showing outpatient numbers by department from April to September. Columns include department names, and rows for months 4, 5, 6, 7, 8, 9, total, and average daily numbers with ratios.

(3) 事業収支に関する事項

収入

Income statement table with columns for item, FY27 upper half, FY28 upper half, change, and ratio.

支出

Expense statement table with columns for item, FY27 upper half, FY28 upper half, change, and ratio.

5. 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

Table of revenue and expenses with columns for item, budget, actual upper half, and unexecuted amount.

支出

Expense statement table with columns for item, budget, actual upper half, and unexecuted amount.

(イ) 資本的収入及び支出

収入			
科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	46,300,000	23,922,135	22,367,865
1 補助金	1,733,000	867,000	866,000
2 負担金	44,567,000	23,065,135	21,501,865
支出			
科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	46,300,000	23,787,115	22,512,885
1 建設改良費	1,733,000	721,980	1,011,020
2 企業債償還金	44,567,000	23,065,135	21,501,865

(2) 平成27年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

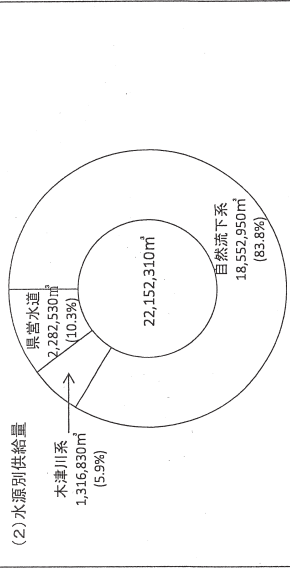
企業債	
用途	残額
発行総額	4,797,000,000
償還高	23,065,135
未償還残高	4,538,679,652

平成27年度上半期奈良市水道事業説明書
(平成27年4月1日～平成27年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成27年度上半期	平成26年度上半期	増減	伸び率
給水人口	354,486人	355,766人	△1,280人	△0.36%
給水戸数	168,183戸	166,860戸	1,323戸	0.79%
給水量	22,152,310m ³	22,408,800m ³	△256,490m ³	△1.14%
1日最大給水量	135,260m ³	139,240m ³	△3,980m ³	△2.86%
1日平均給水量	120,393m ³	121,787m ³	△1,394m ³	△1.14%
1人1日最大給水量	382ℓ	391ℓ	△9ℓ	△2.30%
1人1日平均給水量	340ℓ	342ℓ	△2ℓ	△0.58%



(3) 投資的業務について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

イ. 災害対策として耐震性の布設
施設整備事業(耐震化)の推進として、奈良市右京三丁目～神功五丁目地内で口径800mm配水本管布設工事(シールド工事)1件(1718m)を施行中です。

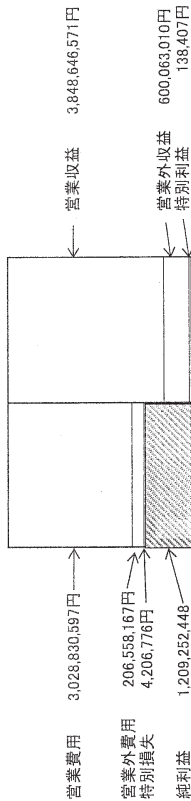
イ. 浄水施設の更新
浄水関係の老朽化した施設の更新として、京都府木津川市鹿背山地内木津浄水場計装室空調機更新工事を施行しました。また、奈良市奈良阪町地内緑ヶ丘浄水場排水処理施設改良工事他2件を施行中です。

ウ. 配水管の更新
老朽化した配水管を更新するため、奈良市四条大路二丁目～四条大路三丁目地内他2箇所口径50mm配水管改良工事他1件(145m)を施行し、出水不良解消及び漏水解消を図りました。
現在、奈良市奈良保町～奈良阪町・法蓮佐保山三丁目地内口径500～200mm配水本・支管耐震化改良工事他5件を施行中です。

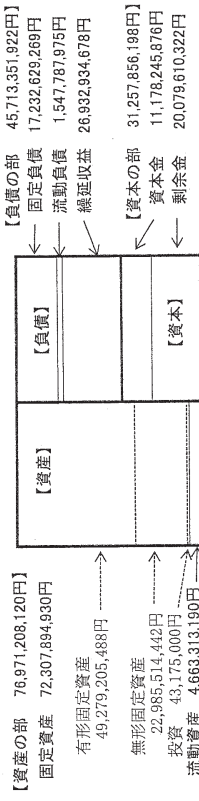
2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対し減収となる見込みであるものの、経費の節減に努めた結果、収益的収支は黒字決算となる見込みです。
下半期においても、企業努力を重ね、財政状況の向上を図っていくとともに、計画的な建設改良事業の施行に努め、安くて安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(税込み)



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

科 目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	8,960,000,000	4,448,847,988	4,448,847,988	4,511,152,012
営業収益	7,693,611,000	3,848,646,571	3,848,646,571	3,844,964,429
営業外収益	1,266,389,000	600,063,010	600,063,010	666,305,990
特別利益	20,000	138,407	138,407	△ 118,407

支出

科 目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	8,197,224,000	3,239,595,540	3,239,595,540	4,957,628,460
営業費用	7,456,788,000	3,028,830,597	3,028,830,597	4,427,957,403
営業外費用	726,113,000	206,558,167	206,558,167	519,554,833
特別損失	4,323,000	4,206,776	4,206,776	116,224
予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(イ) 資本的収入及び支出

科 目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	1,565,463,000	299,734,568	299,734,568	1,265,728,432
企業債	750,000,000	0	0	750,000,000
長期貸付金償還受入金	20,000,000	0	0	20,000,000
負担金	494,881,000	156,990,968	156,990,968	337,890,032
分担金	300,582,000	142,743,600	142,743,600	157,838,400

支出

科 目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,407,892,000	925,973,308	925,973,308	3,481,918,692
施設整備事業費	559,291,000	10,508,292	10,508,292	548,782,708
施設費	1,589,187,000	47,762,235	47,762,235	1,541,424,765
配水施設改良費	740,355,000	120,403,012	120,403,012	619,951,988
固定資産取得費	17,696,000	6,785,910	6,785,910	10,910,090
企業債償還金	898,625,000	446,741,039	446,741,039	451,883,961
長期割賦金	592,738,000	293,772,820	293,772,820	298,965,180
投資	0	0	0	0
予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 平成27年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

用途内訳	水運事業(円)
発行総額	20,139,500,000
償還高	898,277,300
上半期償還高	0
償還高累計	8,060,639,578
未償還残高	12,078,860,422

平成27年度上半期奈良市都祁水道事業説明書

(平成27年4月1日～平成27年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成27年度上半期	平成26年度上半期	増減	伸び率
給水人口	5,201人	5,348人	△147人	△2.75%
給水戸数	1,925戸	1,932戸	△7戸	△0.36%
給水量	385,155m ³	395,610m ³	△10,455m ³	△2.64%
1日最大給水量	2,380m ³	2,504m ³	△124m ³	△4.95%
1日平均給水量	2,083m ³	2,150m ³	△67m ³	△2.65%
1人1日平均給水量	458ℓ	468ℓ	△10ℓ	△2.14%
1人1日平均給水量	402ℓ	402ℓ	0ℓ	0.00%

(2) 投資的業務について

ア. 浄水施設の更新

原水分配池に活性炭注入設備を設置する工事1件を施行しました。

イ. 配水管の更新

一戸建ての住宅(口径20㎜～1戸)の給水に伴う配水管布設工事1件(64m)を施行しました。

2. 財政状況

水道料金収入は予算に対して若干の減収となる見込みであるものの、支出においては経費の節減など企業努力を重ねた財政状況の向上に努めていますが、収益的収支は赤字決算となる見込みです。

下半期においても、収入の確保と支出の前減に努め、決算時に資金不足が発生しないよう取り組んでまいります。

(1) 損益計算書(税込み)

営業費用	196,302,800円	営業収益	70,547,175円
営業外費用	29,800,169円	営業外収益	144,907,920円
特別損失	287,335円	特別利益	14,024円
		純損失	10,921,185円

(2) 貸借対照表

【資産の部】	4,804,634,036円	【負債の部】	5,036,880,834円
固定資産	4,771,408,523円	固定負債	2,901,224,635円
有形固定資産	4,195,052,889円	流動負債	108,097,788円
無形固定資産	582,355,634円	繰延収益	2,027,558,401円
流動資産	27,225,513円	【資本の部】	△22,246,798円
		資本金	4,673,042円
		剰余金	△236,919,840円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市都祁水道事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(7) 収益的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
収益的収入	水道事業収益	447,730,000	215,469,119	215,469,119	232,260,881
	1 営業収益	139,397,000	70,547,175	70,547,175	68,849,825
	2 営業外収益	308,324,000	144,907,920	144,907,920	163,416,080
	3 特別利益	9,000	14,024	14,024	△5,024
支出	水道事業費用	491,910,000	226,390,304	226,390,304	265,519,696
	1 営業費用	419,219,000	196,302,800	196,302,800	222,916,200
	2 営業外費用	72,394,000	29,800,169	29,800,169	42,593,831
	3 特別損失	297,000	287,335	287,335	9,665

(4) 資本的収入及び支出

収入	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	資本的収入	113,870,000	58,924,455	58,924,455	54,945,545
	1 企業債	17,200,000	7,900,000	7,900,000	9,300,000
	2 負担金	95,644,000	48,146,255	48,146,255	47,497,745
支出	3 分租金	1,026,000	2,878,200	2,878,200	△1,852,200

支出	科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	資本的支出	238,183,000	109,483,549	109,483,549	128,699,451
	1 施設費	20,276,000	11,051,640	11,051,640	9,224,360
	2 固定資産取得費	45,000	23,410	23,410	21,590
	3 企業債償還金	197,862,000	98,408,499	98,408,499	99,453,501
長期借入金償還金	4 長期借入金償還金	20,000,000	0	0	20,000,000

(2) 平成27年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	4,991,200,000
償還高	1,98,653,589
償還高累計	2,130,767,819
未償還高	2,860,432,181

平成27年度上半期奈良市月ヶ瀬簡易水道事業説明書

(平成27年4月1日～平成27年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成27年度上半期	平成26年度上半期	増減	伸び率
給水人口	1,474人	1,508人	△34人	△2.25%
給水戸数	471戸	478戸	△7戸	△1.46%
給水量	77,771m ³	78,314m ³	△543m ³	△0.69%
1日最大給水量	553m ³	628m ³	△73m ³	△11.62%
1日平均給水量	423m ³	426m ³	△3m ³	△0.70%
1人1日最大給水量	377ℓ	416ℓ	△39ℓ	△9.38%
1人1日平均給水量	287ℓ	282ℓ	5ℓ	1.77%

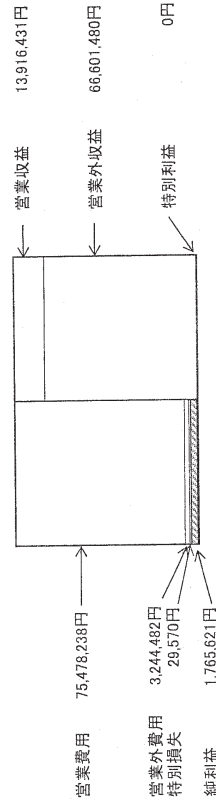
(2) 投資的事業について

ア. 配水管の更新
奈良県が施行する臨時車道進路改良事業に伴う配水管移設工事1件(76m)を施行中です。

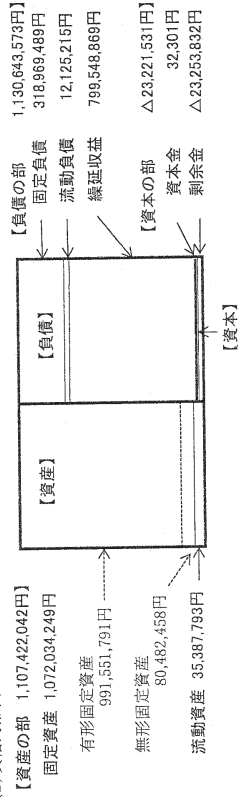
2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対して若干の増収が見込まれ、また支出においても経費の節減など企業努力を重ね、財政状況の向上に努めていますが、収益的収支は赤字決算となる見込みです。
下半期においても、収入の確保と支出の削減に努め、決算時に資金不足が発生しないよう取り組んでまいります。

(1) 損益計算書(税込み)



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(7) 収益的収入及び支出

収入	科目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
収入	簡易水道事業収益	166,370,000	80,517,911	80,517,911	85,852,089
	1. 営業収益	25,165,431	13,916,431	13,916,431	11,248,999
	2. 営業外収益	141,188,000	66,601,480	66,601,480	74,596,520
	3. 特別利益	7,000	0	0	7,000
支出	簡易水道事業費用	172,700,000	78,752,290	78,752,290	93,947,710
	1. 営業費用	164,013,000	75,478,238	75,478,238	89,534,762
	2. 営業外費用	8,633,000	3,244,482	3,244,482	5,388,518
	3. 特別損失	54,000	29,570	29,570	24,430

(8) 資本的収入及び支出

収入	科目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
収入	資本的収入	22,480,000	8,655,532	8,655,532	13,824,468
	1. 企業債	2,200,000	0	0	2,200,000
	2. 負債金	20,075,000	8,655,532	8,655,532	11,419,468
支出	3. 分担金	205,000	0	0	205,000

(9) 企業債償還金

支出	科目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
支出	資本的支出	22,530,000	8,631,876	8,631,876	13,898,124
	1. 配水施設改良費	5,157,000	0	0	5,157,000
	2. 固定資産取得費	14,000	0	0	14,000
3. 企業債償還金	17,359,000	8,631,876	8,631,876	8,727,124	

(2) 平成27年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

用途内訳	発行総額	償還高	償還高累計	未償還残高
水道事業	491,100,000	17,358,378	172,130,511	318,969,489

2. 財政の状況
収益的収支は赤字予算であり、有収水量の減少により下水道使用料が予算に対し減収の見込みとなるなど、非常に厳しい経営状況となっております。
下半期においても、企業努力を重ねる財政状況の改善を図るとともに、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成27年度上半期	平成26年度上半期	増減	伸び率
有収水量	18,642,116㎡	18,702,076㎡	△ 59,960㎡	△0.32%

(2) 投資的事業について
主なものは次のとおりです。

- ア. 普及促進事業
奈良市七条西町二丁目地内で口径200㎜延長247.6mの下水道築造工事を実施し、普及促進を図りました。現在、西大寺赤田町一丁目～二丁目地内他1箇所口径150～200㎜の下水道築造工事他1件を施行中です。
- イ. 浸水対策事業
奈良市法蓮町地内で口径600㎜延長17.8mの増強管築造工事を施行中です。
- ウ. 耐震化事業
奈良市朱雀三丁目地内で平城浄化センター耐震補強工事を施行中です。
- エ. 長寿命化事業
奈良市学園大和町一丁目地内他で126箇所の人孔鉄蓋布設工事を施行しました。また、奈良市朱雀三丁目地内で平城浄化センター受変電設備更新その他工事他1件を施行中です。

(1) 損益計算書(税込み)

営業費用	3,524,101,856円	営業収益	2,465,986,587円
営業外費用	425,913,735円	営業外収益	1,606,993,505円
特別損失	3,465,714円	特別利益	14,616円
純利益	119,513,403円		

(2) 貸借対照表

【資産の部 114,954,325,577円】	【負債】	【負債の部 113,976,860,194円】
固定資産 113,801,510,693円		固定負債 45,053,538,101円
有形固定資産 109,116,894,086円		流動負債 2,156,529,711円
無形固定資産 4,684,616,607円		繰返収益 66,766,892,382円
流動資産 1,152,814,884円		【資本の部 977,665,883円】
		資本金 365,118,259円
		剰余金 612,547,128円
		【資本】 14,616円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益	7,666,000,000	4,072,994,708	4,072,994,708	3,593,005,292
1. 営業収益	4,710,315,000	2,465,986,587	2,465,986,587	2,244,328,413
2. 営業外収益	2,955,685,000	1,606,993,505	1,606,993,505	1,348,691,495
3. 特別利益	46,000	14,616	14,616	31,384

支出

科目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用	8,495,000,000	3,953,481,305	3,953,481,305	4,541,518,695
1. 営業費用	7,470,666,000	3,524,101,856	3,524,101,856	3,946,564,144
2. 営業外費用	992,510,000	425,913,735	425,913,735	566,596,265
3. 特別損失	26,824,000	3,465,714	3,465,714	23,358,286
4. 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(イ)資本的収入及び支出
収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	3,694,984,000	1,527,525,567	1,527,525,567	2,167,458,433
1 企業債	1,880,658,000	0	0	1,880,658,000
2 他会計補助金	1,437,409,000	1,437,409,000	1,437,409,000	0
3 国庫補助金及び交付金	261,986,000	44,426,297	44,426,297	217,559,703
4 県補助金	40,425,000	0	0	40,425,000
5 負担金等	74,506,000	45,690,270	45,690,270	28,815,730

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,576,125,000	1,979,171,436	1,979,171,436	2,596,953,564
1 建設改良費	1,156,410,000	276,248,566	276,248,566	880,161,434
2 固定資産取得費	2,765,000	1,679,300	1,679,300	1,085,700
3 企業債償還金	3,418,950,000	1,701,243,570	1,701,243,570	1,717,706,430

(2)平成27年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	75,503,800,000
償還高	3,418,494,600
償還高累計	30,475,117,058
未償還残高	45,028,682,942

(平成27年12月1日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第9号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年11月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「自ら職員証又は出勤表（別記第8号様式）をタイムレコーダに挿入し、打刻」を「職員証により、自らタイムレコーダにその時刻を記録」に、「出勤表（別記第8号様式の2）に、自ら押印しなければならない」を「又は退庁するとき、自ら出退勤の記録に必要な手続をとらなければならない」に改め、同条第2項中「又は印章」を削る。

第12条第1項中「年次休暇届簿（別記第10号様式）」を「庶務事務システム（電子計算機を利用して庶務に関する事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）」に、「届け出」を「請求し」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 病気休暇を受けようとする職員は、病気休暇願（別記第11号様式）をあらかじめ所属部長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該願書を所属長を経て人事課長に提出し、その承認を受けなければならない。

第12条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「これらの規定による届書又は願書にその理由を付けて提出しなければならない」を「その理由を付けてこれらの規定による手続をとらなければならない」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「特別休暇願（別記第12号様式）に母子健康手帳の写しを添えて、」を「あらかじめ庶務事務システムにより」に、「提出しなければならない」を「申出又は届出を行わなければならない。その際、職員は、母子健康手帳の写しを添えなければならない」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の願書には」を「前2項の承認を受けるに当たっては」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特別休暇（第5項に規定する休暇を除く。）を受けようとする職員は、あらかじめ庶務事務システムにより所属長の承認を受けなければならない。ただし、育児時間休暇及び妊娠中の女性職員の通勤緩和休暇にあつては、その承認に先立ち、特別休暇願（別記第12号様式）を所属長を経て人事課長に提出し、その承認を受けなければならない。

第13条中「組合休暇願（別記第13号様式）を」を「あらかじめ庶務事務システムにより」に、「人事課長に提出し、その」を「人事課長の」に改める。

第14条第2項中「第12条第1項から第3項まで」を「第12条第1項から第4項まで」に改める。

第17条の2中「週休日振替等命令簿（別記第15号様式）に所要事項を記入し、」を「庶務事務システムにより」に、「の確認印を押さなければならない」を「を確認しなければならない」に改める。

第18条第1項中「時間外・休日・夜間勤務命令簿（別記第16号様式）にその命令に係る所要事項を記入し、」を「庶務事務システムにより」に、「の確認印を押さなければならない」を「を確認しなければならない」に改める。

第19条中「代休日指定簿（別記第19号様式）に所要事項第12号様式（第12条関係）

を記入し、」を「庶務事務システムにより」に、「の確認印を押さなければならない」を「を確認しなければならない」に改める。

第20条中「時間外勤務代休時間指定簿（別記第20号様式）に、」を「庶務事務システムにより」に、「の確認印を押さなければならない」を「を確認しなければならない」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式 削除

別記第8号様式の2を削る。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式 削除

別記第12号様式を次のように改める。

特別休暇願

奈良市長 様		所属				
		職員番号				
		氏名	印			
次のとおり特別休暇を承認してください。						
				年	月	日
期 間	年 月 日		時	分	から	日間
	年 月 日		時	分	まで	時間
休暇の原因（該当番号を○で囲む）						
1	育児時間	子の氏名	生年月日	年	月	日
2	妊娠中の女性職員の通勤緩和					

所属長の印

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

別記第15号様式及び第16号様式を次のように改める。

第15号様式及び第16号様式 削除

別記第18号様式から第20号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年11月16日から施行し、この訓令

による改正後の奈良市職員服務規程（以下「新訓令」という。）の規定は、同年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成27年10月1日（以下「適用日」という。）前にこの訓令による改正前の奈良市職員服務規程の規定によりなされた適用日以後の有給休暇等に係る承認、届その他の行為は、それぞれ新訓令の規定によりなされたものとみなす。

3 適用日前の有給休暇等に係る承認、届その他の行為については、新訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成27年11月16日揭示済)

奈良市訓令第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年11月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市職員出勤整理簿等取扱規程（平成5年奈良市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第1項中「奈良市職員服務規程」の次に「(昭和40年奈良市訓令第8号)」を加え、「書面」を「文書」に改め、「翌日までに」の次に「庶務事務システム(電子計算機を利用して庶務に関する事務を行う情報処理システムをいう。)

により」を加え、同条第2項を削る。

第5条中「別記第2号様式」を「別記様式」に改め、「提出を受けた出勤表とともに」を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

別記第1号様式を削り、別記第2号様式を別記様式とする。

附 則
(施行期日)

1 この訓令は、平成27年11月16日から施行し、この訓令による改正後の奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の規定は、同年10月1日から適用する。

(経過措置)
2 この訓令による改正後の奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の規定は、平成27年10月分以後の月分の職員の勤務状況の報告について適用し、同年9月分までの職員の勤務状況の報告については、なお従前の例による。

(平成27年11月16日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年11月30日

奈良市監査委員 中村勝三郎
同 中本勝
同 横井雄一

同 山口裕司

漏水対策課

監査結果公表日 平成27年3月30日

(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成27年10月29日

【監査の結果】	【措置の内容】
企業局本庁舎修繕業務委託事業者事務室改修工事において、実施起案時に予算不足が判明していたが、予算流用の依頼手続を行う前に、契約締結している事例があった。流用措置の依頼を速やかに行い、適正に事務処理を行われない。	平成27年度の印刷製本費の執行において、予算が不足したため、速やかに予算流用の依頼手続を行い、流用措置後に支出しました。今後は、適正な事務処理を行います。

(平成27年11月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第86号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年11月16日

奈良市公営企業管理者

池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 東部施設濁色度計更新工事
- 2 工事場所 奈良市大慈仙町地内 他2箇所
- 3 工事期間 契約日から平成28年2月29日まで
- 4 工事概要
 - (1) 新設濁色度計据付
 - (2) 電気工事
 - (3) 配管工事
 - (4) 水質機器室築造工事
 - (5) 水質機器室用分電盤据付
 - (6) 水質機器用分電盤据付
 - (7) 配管ルート土工
 - (8) 既設計装テレメータ盤内改造
 - (9) 試運転調整

5 予定価格 13,007千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

6 最低制限基準価格 10,673千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年11月16日揭示済)

奈良市企業局告示第87号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月16日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 緑ヶ丘浄水場ITV更新工事
- 2 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 工事期間 契約日から平成28年3月11日まで
- 4 工事概要 ネットワークカメラ・・・5台
水中カメラ・・・・・・・・・・4台
ネットワーク設備・・・・・・・・1式
- 5 予定価格 9,000千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 7,315千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年11月16日揭示済)

奈良市企業局告示第88号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月16日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 緑ヶ丘浄水場PAC注入設備更新工事
- 2 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 工事期間 契約日から平成28年3月11日まで
- 4 工事概要 PAC貯留槽(FRP製、5m³)・・・4基
PAC注入設備・・・・・・・・・・1式
- 5 予定価格 42,980千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 35,609千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年11月16日揭示済)

奈良市企業局告示第89号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月16日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

漏水調査に伴う路面復旧工事、奈良市藤ノ木台三丁目地内 他（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年11月16日揭示済)

奈良市企業局管理規程第14号

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年11月19日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程（奈良市企業局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第25条中「時間外勤務命令書（別記第6号様式）により」を「庶務事務システム（電子計算機を利用して庶務に関する事務を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）により」に改める。

第31条を次のように改める。

（出勤）

第31条 職員（課長（課長相当職を含む。）以上の職にある者を除く。）は、出勤したとき、又は退庁するとき、出退勤カードにより、自らタイムレコーダーにその時刻を記録しなければならない。ただし、これによることのできない職員については、出勤したとき、又は退庁するとき、自ら出退勤の記録に必要な手続をとらなければならない。

2 出退勤カードの不所持等のため前項によることのできない場合は、速やかにその旨を所属長に届け出なければならない。

3 職務の都合により第1項によることのできない場合は、その旨をその前日までに所属長に届け出なければならない。

4 正当な理由がなく前3項の手続がない場合は、無届欠勤したものとみなす。

第34条の見出し中「出勤簿」を「出勤整理簿等」に改め、同条第1項を次のように改める。

出勤整理簿等の取扱いについては、奈良市職員出勤整理簿等取扱規程（平成5年奈良市訓令甲第10号）の規定の例による。

第34条第2項を削る。

第40条第1項を次のように改める。

第38条の規定により年次休暇を使用しようとする職員は、あらかじめ庶務事務システムにより所属長に請求しなければならない。

第40条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加

える。

2 前項以外の休暇を受けようとする職員は、あらかじめ庶務事務システムにより所属長の承認を受け、病気・特別・介護・組合休暇（別記第10号様式）を所属長を経て、管理者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によつて事前に届け出ることができないときは、事後速やかに届け出なければならない。

別記第6号様式から第8号様式までを次のように改める。
第6号様式から第8号様式まで 削除
別記第10号様式中「年次・病気」を「病気」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業局職員就業規則（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。（経過措置）
- 平成27年10月1日（以下「施行日」という。）前にこの規程による改正前の奈良市企業局職員就業規則の規定によりなされた施行日以後の有給休暇等に係る承認、届

その他の行為は、それぞれ改正後の規程の規定によりなされたものとみなす。

- 改正後の規程の規定は、平成27年10月分以後の月分の勤務状況の報告について適用し、同年9月分までの勤務状況の報告については、なお従前の例による。
- 施行日前の有給休暇等に係る承認、届その他の行為については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成27年11月19日揭示済)

奈良市企業局告示第90号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年11月25日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
三菱電機システムサービス株式会社	代表取締役 佐久目 誠記	奈良県天理市二階堂上之庄町363-1	平成27年11月24日

(平成27年11月25日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第23号

奈良市農業委員会平成27年12月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成27年11月27日

奈良市農業委員会
農地部会長 中 田 武 文

- 日時
平成27年12月4日（金） 午前9時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 審議案件
 - 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
 - 農地法第18条第6項の規定による通知の受理につい

て（11月専決処理分）

- 水田利用転換届出について（11月専決処理分）
- 知事許可について（11月許可分）

(平成27年11月27日揭示済)